

2.3 自然環境の概要

2.3.1 気象

事業計画地の位置する大阪市の気候は、瀬戸内海気候に属しており、概ね温和である。大阪管区気象台における観測結果によると、平成 24 年における大阪市の年平均気温は 16.6°C（平年値^(*)：16.9°C）、年間降水量は 1,519.5mm（平年値：1,279.0mm）、年間日照時間は 2,058.2 時間（平年値：1,996.4 時間）となっている。

また、大阪市では、大気汚染物質の移流・拡散に大きな影響を与える風向・風速について、市内 11 ヶ所の一般環境大気測定局で常時観測を実施しており、市域内では西寄りの風及び北東寄りの風の頻度が多くなっている。

*：平年値は、大阪管区気象台における 1981 年から 2010 年までの 30 年間の平均値である。

出典：気象庁ホームページ

2.3.2 地象

(1) 地形

大阪市が位置する大阪平野は、北を北摂～六甲山地、東を生駒～金剛山地、西を大阪湾、南を和泉山地に囲まれた地域に発達した沖積低地である。また、市のほぼ中央部、大阪城の位置するあたりから南へ、上町台地と呼ばれる幅約 3km の小高い台地がのびている。大阪市の市街地は、上町台地付近を除いて、東から西へ徐々に低くなる、ほぼ平坦な地形をしており、事業計画地周辺の標高は海拔 0m 程度となっている。

(2) 地質

「地域地質研究報告 大阪東北部地域の地質」（地質調査所、平成 13 年 3 月）によると、大阪平野には厚い沖積層が堆積しており、砂・シルトからなる下部層、海成粘土層を主体とする中部層、砂・シルトからなる上部層に区分されている。事業計画地周辺の沖積層の厚さは 20m 以上となっている。また、上町台地の部分には、礫・砂及びシルトよりなる中位段丘堆積物が分布している。

2.3.3 水象

大阪市内を流れる河川のほとんどは淀川水系に属し、おおむね東から西へ流れ、大阪湾に注いでいる。事業計画地は淀川本流と堂島川に挟まれた地域に位置する。

2.3.4 動物、植物、水生生物

事業計画地周辺には、街路樹以外に植物はほとんど存在せず、動物についても自然の生息場所はほとんどなく、街路樹などに飛来する鳥類などがみられる程度である。

また「大阪市環境白書 平成 25 年度版」（大阪市、平成 25 年 12 月）によると、平成 23 年度には市内河川 19 地点において魚類生息状況調査が行われている。事業計画地近傍の堂島川及び土佐堀川では、オオクチバス、スズキ、ボラ、コイ、ヒメハゼ等の水生生物が確認されている。

2.3.5 レクリエーション

大阪市が作成した大阪都市計画図（都市施設）によると、事業計画地周辺の公園の状況は図 2-3-1 に示すとおりである。事業計画地近傍には公園は存在しない。

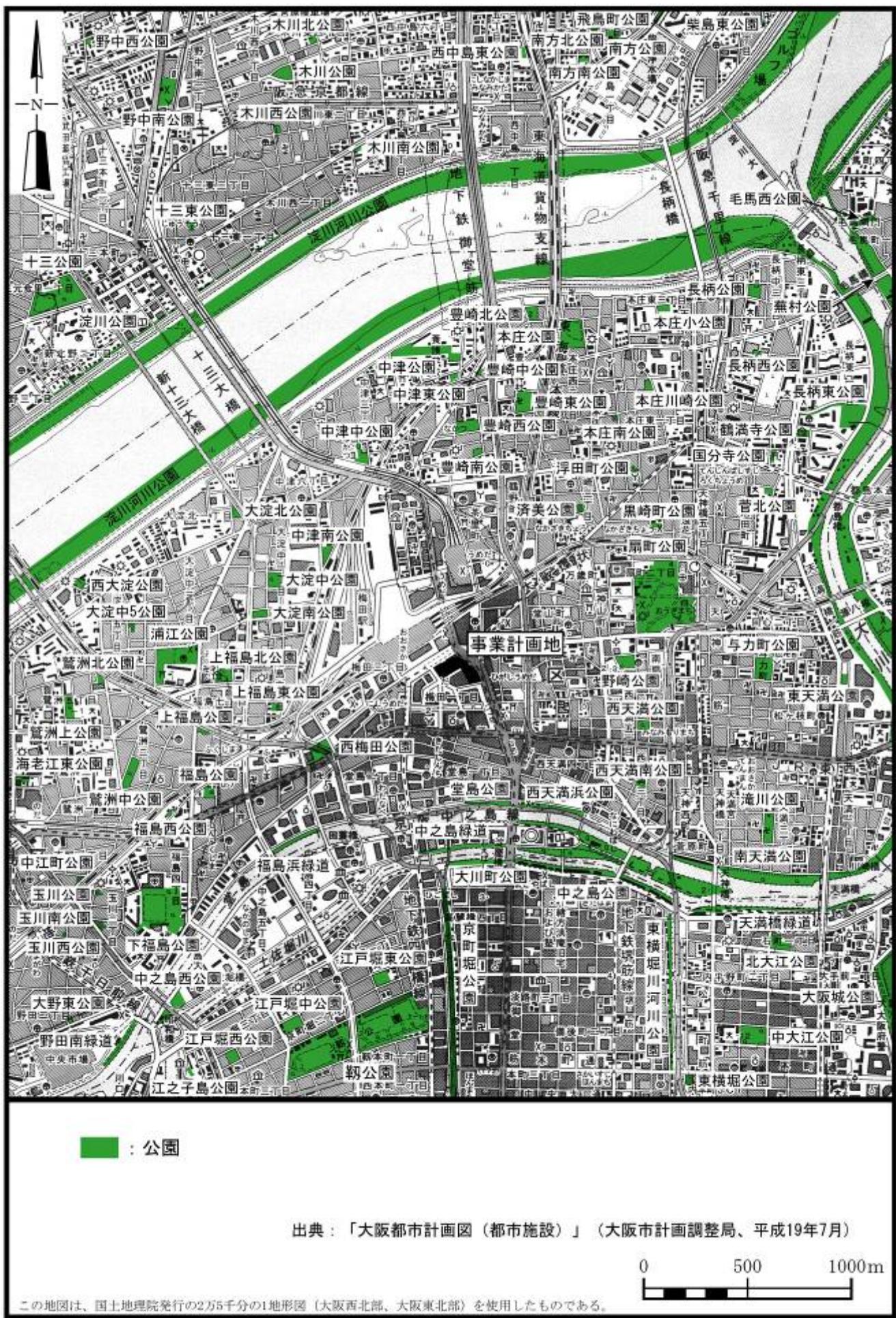


図 2-3-1 事業計画地周辺の主なレクリエーション施設の位置

2.4 社会的文化的環境の概要

「大阪市文化財地図」（大阪市教育委員会、平成 13 年 4 月（埋蔵文化財包蔵地の改定：平成 18 年 11 月））及び「大阪府地図情報提供システム*」によると、事業計画地周辺の文化財の状況は、表 2-4-1 及び図 2-4-1 に示すとおりである。

事業計画地内には、国、大阪府及び大阪市が指定している史跡、名勝、有形文化財及び天然記念物等は存在しない。

*：「大阪府地図情報提供システム」

<http://www.pref.osaka.jp/jigyokanri/cals/tizutoha.html>

表 2-4-1 事業計画地周辺における文化財一覧

区分	番号	名称
国指定国宝・重要文化財（建造物）	A	大阪府立図書館
	B	大阪市中央公会堂
大阪市指定有形文化財（建造物）	①	大江橋
	②	淀屋橋
大阪市指定史跡・名勝	③	御堂筋銀杏並木
国登録文化財（建築物）	④	山内ビル
大阪市顕彰碑	1	五代友厚精藍所・西朝陽館跡
	2	淀屋の屋敷跡
	3	駅逓司大阪郵便役所跡
	4	松瀬青々生誕地
	5	大阪通商會社・為替會社跡
	6	西横堀川跡
	7	大阪市役所堂島庁舎跡
	8	佐賀藩蔵屋敷跡
	9	国産ビール発祥の地
	10	凌雲閣跡

注：表中番号は図中番号と一致する

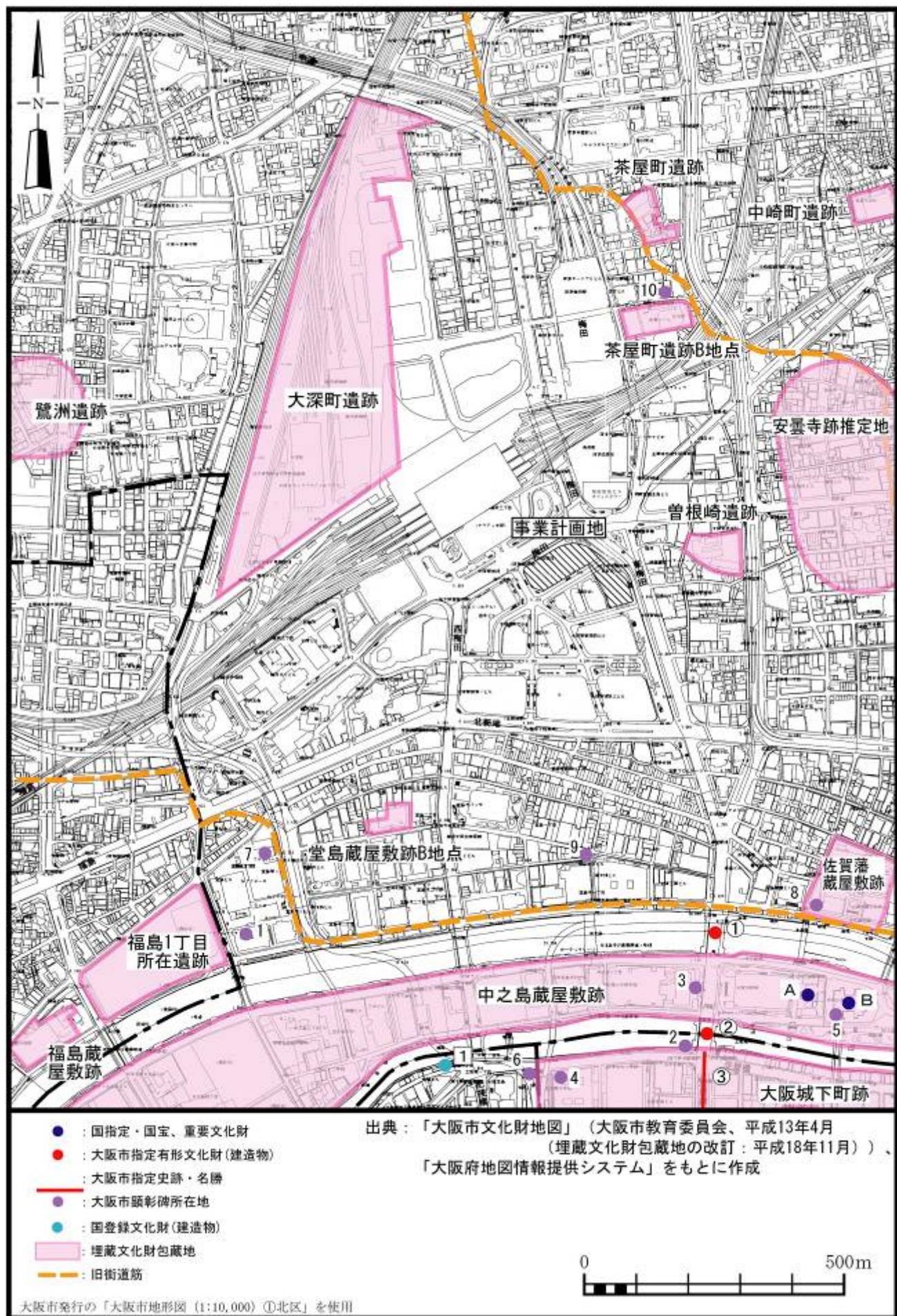


図 2-4-1 事業計画地周辺の文化財地図

2.5 環境基準等

2.5.1 「環境基本法」に基づく環境基準

(1) 大気汚染に係る環境基準

大気の汚染に係る環境基準は、表 2-5-1 に示すとおりである。

大気の汚染に係る環境基準は、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン及び微小粒子状物質の 10 項目について定められている。

表 2-5-1 大気の汚染に係る環境基準

項目	基 準 値
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が 0.06ppm 以下であること。
ベンゼン	1年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。

備考

- 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
- 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 μm 以下のものをいう。
- 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
- ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。
- 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5 μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年 5 月 環境庁告示第 25 号）

「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年 7 月 環境庁告示第 38 号）

「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」

（平成 9 年 2 月 環境庁告示第 4 号）

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」

（平成 21 年 9 月 環境省告示第 33 号）

(2) 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は表 2-5-2 に、大阪市における地域の類型ごとに当てはめる地域の指定は表 2-5-3 に示すとおりである。

表 2-5-2 騒音に係る環境基準

(等価騒音レベル)

地域の類型	基 準 値	
	昼 間	夜 間
A A	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注 1：時間の区分は、昼間が午前 6 時から午後 10 時までの間、夜間が午後 10 時から翌日の午前 6 時まで間とする。

2 : A A をあてはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

3 : A をあてはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

4 : B をあてはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

5 : C をあてはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域（以下、「道路に面する地域」という。）については、その環境基準は上表によらず次表の基準の欄に掲げるとおりとする。

(等価騒音レベル)

地域の種類	基 準 値	
	昼 間	夜 間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
備考		
車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。		

なお、道路に面する地域のうち、幹線交通を担う道路に近接する空間については、次表の欄に掲げるとおりとする。

(等価騒音レベル)

	基 準 値	
	昼 間	夜 間
	70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考		
個別の住居等において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。		

注 1 : 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

① 道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては、4 車線以上の区間に限る。)

② ①に掲げる道路を除くほか、道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則(昭和 44 年建設省令第 49 号)第 7 条第 1 号に掲げる自動車専用道路

2 : 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

① 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 メートル

② 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20 メートル

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 環境庁告示第 64 号）

表 2-5-3 地域の類型ごとに当てはめる地域の指定

(平成 22 年 10 月 1 日 大阪市告示第 1124 号)

地域の類型	該当地域
A	都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 章の規定により定められた第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B	都市計画法第 2 章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
C	都市計画法第 2 章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

2.5.2 環境保全関係法令

(1) 環境保全に係る条例等

大阪市では、環境施策を総合的かつ計画的に推進し、良好な都市の環境を確保するための環境の保全及び創造に関する基本理念、並びに施策の基本となる事項を定めた「大阪市環境基本条例」が平成 7 年 3 月に制定されている。

また、大阪府においても環境政策を総合的・計画的に推進するための理念や基本方針を定めた「大阪府環境基本条例」が平成 6 年 3 月に制定され、その理念に則した公害の防止に関する規制の措置等を定めた「大阪府生活環境の保全等に関する条例」が平成 6 年 3 月に制定されている。

(2) 大気汚染に係る規制

① 工場・事業場に係る規制

「大気汚染防止法」では、ばい煙発生施設について、ばい煙に係る排出基準、指定ばい煙（硫黄酸化物及び窒素酸化物）に係る総量規制基準とともに、これらの施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

また、一般粉じん発生施設については構造、使用、管理に関する基準とともに、特定粉じん発生施設については工場・事業場の敷地境界線における石綿濃度の許容限度とともに、それぞれの施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、ばい煙（ばいじん、有害物質、炭化水素類）及び粉じん（一般粉じん、特定粉じん）を規制基準として定めており、これらを排出する施設のうち「大気汚染防止法」が適用されない施設に対しては、排出基準、設置・構造・使用・管理基準、原料使用基準等の基準とともに、これらの施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

さらに、大阪市では、工場・事業場等の固定発生源に係る窒素酸化物対策として、「大気汚染防止法」に基づく排出規制及び総量規制の基準遵守に加え、より厳しい指導基準を盛り込んだ「大阪市固定発生源窒素酸化物対策指導要領」及び「大阪市固定型内燃機関窒素酸化物対策指導要領」に基づく指導が行われている。

② 建設作業に係る規制

平成元年の「大気汚染防止法」の改正により、石綿（アスベスト）を特定粉じん、石綿製品製造施設を特定粉じん発生施設として規定し、規制を開始している。

また、平成9年4月からは、吹付けアスベスト等を使用した一定規模以上の建築物の解体・改造・補修工事に対する事前届出と作業基準を守る規制措置が講じられており、平成18年10月からは法対象の建築物に加え、工作物も規制対象となっている。

③ 自動車排出ガスに係る規制

「大気汚染防止法」では、自動車一台あたりの排出ガス量の削減を図るため、一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物を対象物質（ディーゼル車においては粒子状物質も対象）として自動車排出ガス規制を実施し、段階的に強化してきている。

大阪府では、平成13年6月に改正された「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減に関する特別措置法」（以下「自動車NOx・PM法」という。）に基づき、平成15年7月に「大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」を策定し、平成25年6月には「大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画〔第3次〕」が策定されている。さらに大阪府では、自動車NOx・PM法の対策地域内へ流入する車による窒素酸化物・粒子状物質の排出負荷割合が無視できないとし、平成21年1月1日から「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づき、大阪市域を含む府下37市町において「流入車規制」を実施している。

一方、大阪市では、平成19年に策定された「大阪市自動車交通環境計画」や道路管理者等の関係機関と連携しながら、自動車排出ガス対策として局地的施策及びエコカーの普及促進など広域的施策を推進している。

(3) 騒音に係る規制

① 工場・事業場に係る規制

工場・事業場騒音に係る規制については、「騒音規制法」に基づき特定施設を有する工場・事業場から発生する騒音を対象として、区域ごとに規制基準が定められている。

また、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、「騒音規制法」の指定地域内の特定工場等を除く、工場・事業場から発生する騒音を規制の対象としている。

その内容は表 2-5-4 に示すとおりである。

表 2-5-4 騒音規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく規制基準

(昭和43年11月 厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号)

(平成6年10月 大阪府規則第81号)

(昭和61年4月 大阪市告示第246号)

(昭和61年4月 大阪市告示第247号)

(単位: デシベル)

区域の区分	時間の区分	朝 (午前6時～午前8時)	昼間 (午前8時～午後6時)	夕 (午後6時～午後9時)	夜間 (午後9時～翌日午前6時)
第一種区域		45	50	45	40
第二種区域		50	55	50	45
第三種区域		60	65	60	55
第四種区域	既設の学校、保育所等の周囲50mの区域及び第二種区域の境界線から15m以内の区域	60	65	60	55
	その他の区域	65	70	65	60

注1: 「デシベル」とは、計量法(平成4年法律第51号)別表第二に定める音圧レベルの計量単位をいう。

2: 測定場所は、工場又は事業場の敷地境界線上とする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以遠の任意の地点において測定することができるものとする。

3: 「第一種区域」、「第二種区域」、「第三種区域」及び「第四種区域」とは、それぞれ次の各号に掲げる地域をいう。

(1) 第一種区域: 第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域

(2) 第二種区域: 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域(都市計画法第二章の規定により定められた地域をいう。以下同じ。)並びに都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域(工業用の埋立地を除く。以下「用途地域の指定のない地域」という。)のうち第四種区域に該当する地域以外の地域

(3) 第三種区域: 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域(都市計画法第二章の規定により定められた地域をいう。以下同じ。)のうち第四種区域に該当する地域以外の地域

(4) 第四種区域: 工業地域(都市計画法第二章の規定により定められた地域をいう。以下同じ。)及び大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号に掲げる地域

4: 「既設の学校・保育所等」とは、学校、保育所、病院及び入院施設を有する診療所であって、昭和45年4月1日において既に設置されているもの(同日において既に着工されているものを含む)をいう。

5: この表は建設工事に伴って発生する騒音並びに航空機騒音及び鉄軌道の運行に伴って発生する騒音について適用しないものとする。

② 建設作業に係る規制

建設作業騒音に係る規制については、「騒音規制法」により、くい打ち機、バックホウ等を使用する作業等8種類の作業を特定建設作業と定め規制の対象とし、敷地境界線における音量、時間制限等の規制基準を定めている。

また、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、法に定める8種類の作業の他、コンクリートカッターを使用する作業等3種類の作業を同じく特定建設作業と定め法と同様に規制基準を定めている。

その内容は表2-5-5に示すとおりである。

表2-5-5 騒音規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例による

特定建設作業の規制基準

(昭和43年11月 厚生省・建設省告示第1号)

(平成6年10月 大阪府規則第81号)

(昭和61年4月 大阪市告示第246号)

(昭和61年4月 大阪市告示第248号)

特定建設作業の種類	敷地境界における騒音の大きさ	作業時刻		1日当たりの作業時間		作業期間	作業日
		第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域		
1. くい打機等を使用する作業 (アースオーガー併用を除く。)	85デシベルを超えるものでないこと	19時～7時の時間内でないこと	22時～6時の時間内でないこと	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日・その他の休日でないこと
2. びょう打機を使用する作業							
3. さく岩機を使用する作業							
4. 空気圧縮機を使用する作業							
5. コンクリートプラント・アスファルトプラントを設けて行う作業							
6. バックホウを使用する作業							
7. トラクターショベルを使用する作業							
8. ブルドーザーを使用する作業							
9. 6、7、8の作業以外のショベル系掘削機械、トラクターショベル又はブルドーザーを使用する作業							
10. コンクリートカッターを使用する作業							
11. 鋼球を使用する破壊作業							

注：第1号区域：第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域の指定のない地域のうち第2号区域に該当する地域以外の地域並びに工業地域及び工業専用地域の一部のうち学校、保育所、病院、収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域内の地域。

第2号区域：工業地域及び工業専用地域の一部のうち、第1号区域に該当する地域以外の地域。

〔工業専用地域の一部とは大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号の規定に基づき府知事が告示した地域。〕

③ 道路交通に係る規制

a. 発生源の規則

自動車本体の騒音発生量については、自動車騒音の大きさの許容限度が「騒音規制法」の規定に基づき昭和46年に定常走行騒音、排気騒音及び加速走行騒音について定められた。その後、中央公害対策審議会の答申「自動車騒音の許容限度の長期的設定方策」に基づき、順次規制の強化が行われた。

さらに、平成12年2月には、平成7年の中央環境審議会答申で示された「今後の自動車騒音低減対策のあり方について（自動車単体対策関係）」（平成12年2月21日 環境庁告示第12号）に沿って改正強化されている。

b. 都道府県知事等による要請及び意見

道路交通騒音について「騒音規制法」は、道路交通騒音の大きさが一定の限度を超えており、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるとき、都道府県知事（市町村長）が都道府県公安委員会に対し、「道路交通法」の規定による措置（交通規制等）を執るべきことを要請するものとしている。また、道路管理者または関係行政機関の長に、道路構造の改善その他道路交通騒音の低減に資する事項について意見を述べることができるとしている。

限度の内容は、表2-5-6に示すとおりであり、その区域については大阪市告示第277号で定められている。

表2-5-6 騒音規制法に基づく自動車騒音の限度

（平成12年3月 総理府令第15号）
(等価騒音レベル)

区域の区分	基 準 値	
	昼 間 (午前6時～午後10時まで)	夜 間 (午後10時～翌日の午前6時まで)
a区域及びb区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
a区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
b区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

上記に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度は、次表のとおりとする。

基 準 値	
昼 間 (午前6時～午後10時まで)	夜 間 (午後10時～翌日の午前6時まで)
75デシベル	70デシベル

注1：「車線」とは、一縦列の自動車（二輪のものを除く。）が安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道の部分をいう。

2：「幹線交通を担う道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第7条第1項に規定する自動車専用道路部分をいう。

3：「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、二車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から十五メートル、二車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から二十メートルまでの範囲をいう。

4：「デシベル」とは、計量法（平成4年法律第51号）別表第二に定める音圧レベルの計量単位をいう。

5：a区域、b区域及びc区域とは、大阪市長が定めた区域をいう。

(平成 12 年 3 月 24 日 大阪市告示第 277 号)

区域	該当地域
a	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
b	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域
c	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

④ その他の規制

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、「商業宣伝を目的とした拡声器の使用の制限」や「深夜における音響機器の使用の制限」の規制の措置が定められている。

(4) 振動に係る規制

① 建設作業に係る規制

建設作業振動に係る規制については、「振動規制法」により、くい打ち機等を使用する作業等、4種類の作業を特定建設作業と定め規制の対象とし、敷地境界線における振動の大きさ、時間制限等の規制基準を定めている。

また、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、法に定める4種類の作業の他ブルドーザー、トラクターショベルまたはショベル系掘削機械を使用する作業等、合計5種類の作業と同じく特定建設作業と定め法と同様に規制基準を定めている。

その内容は表2-5-7に示すとおりである。

表2-5-7 振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例による
特定建設作業の規制基準

(昭和51年11月 総理府令第58号)

(平成6年10月 大阪府規則第81号)

(昭和61年4月 大阪市告示第250号)

(昭和61年4月 大阪市告示第252号)

特定建設作業の種類	敷地境界における振動の大きさ	作業時刻		1日当たりの作業時間		作業期間	作業日
		第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域		
1. くい打機等を使用する作業 (アースオーガー併用を含む。)	75デシベルを超えるものでないこと	19時～7時の時間内でないこと	22時～6時の時間内でないこと	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日・その他の休日でないこと
2. 鋼球を使用する破壊作業							
3. 舗装版破碎機を使用する作業							
4. ブレーカー（手持式を除く）を使用する作業							
5. ブルドーザー、トラクターショベル 又はショベル系掘削機械を使用する作業							

注：第1号区域：第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域の指定のない地域のうち第2号区域に該当する地域以外の地域並びに工業地域及び工業専用地域の一部のうち学校、保育所、病院、収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域内の地域。

第2号区域：工業地域及び工業専用地域の一部のうち、第1号区域に該当する地域以外の地域。

〔工業専用地域の一部とは大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号の規定に基づき府知事が告示した地域。〕

② 道路交通に係る規制

道路交通振動に係る規制については、「振動規制法」では道路交通振動が総理府令で定める限度を超えていることにより、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるとき、都道府県知事（市町村長）が道路管理者に対し、当該道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持または修繕の措置を執るべきことを要請し、または都道府県公安委員会に対し「道路交通法」の規定による措置（交通規制）を執るべきことを要請するものとしている。

総理府令で定める限度は、表 2-5-8 に示すとおりである。

表 2-5-8 振動規制法による道路交通振動の限度

(昭和51年11月 総理府令第58号)
(昭和61年4月 大阪市告示第253号)

区域の区分	時間の区分	昼 間 (午前 6 時～午後 9 時)	夜 間 (午後 9 時～翌日午前 6 時)
第一種区域		65 デシベル	60 デシベル
第二種区域		70 デシベル	65 デシベル

注1：第一種区域：第一種中高層住宅専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の指定のない地域

2：第二種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

(5) 地下水採取に係る規制

法律及び条例による地下水の採取規制は、井戸（揚水設備）の揚水機の吐出口断面が 6cm^2 を超える動力付きのものを対象に、「工業用水法」では工業用地下水、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」では冷暖房設備等の建築物用地下水、また「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では水道事業用地下水（給水人口 5,000 人以上のもの）の採取について、吐出口の断面積及びストレーナーの位置を規制している。

(6) 日照阻害に係る規制

大阪市域における日影による中高層建築物の高さ制限については、「建築基準法」及び「大阪市建築基準法施行条例」に基づき、建築物は特定区域の一定範囲において冬至日の真太陽時の一定時間内に、制限時間以上日影となる部分を生じさせることのないものとしなければならないとされている。

(7) 景観に係る規制

「景観法」では、景観計画区域内において、建築物の新設等の行為を行う場合は、あらかじめ、その行為の種類、場所、設計の方法等の事項を景観行政団体の長に届け出なければならないとしている。

大阪市では、大阪市景観計画に基づき大阪市の行政区域（地先公有水面を含む）が景観計画区域とされており、景観行政団体は大阪市である。

また、大阪市景観計画で定めている景観形成の基本目標・基本方針の実現を図るまでの取り組み方向や必要な施策を示し、効果的な景観施策の展開を図ることを目的と

して、大阪市景観形成推進計画を策定している。さらに、都市景観の形成を総合的かつ計画的に推進し、市域の景観の向上及び地域の特性を生かした都市景観を形成することを目的として、「大阪市都市景観条例」が定められている。

(8) 緑化に係る規制

大阪府では、ヒートアイランド現象の緩和や潤いとやすらぎのある街づくりをめざし、「大阪府自然環境保全条例」を改正し、一定規模（敷地面積 $1,000\text{m}^2$ ）以上の建築物の新築・改築または増築を行う建築主に対し、規則で定める基準に従い、当該建築物及びその敷地について緑化をしなければならないとしている。

また、大阪市の「大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領・同実施（技術）基準」では、事業者は市の定める基準により、建設計画区域内にその面積の3%以上の緑地を設置することとしている。

(9) 地球温暖化等に係る規制

大阪府では、事業活動における温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制対策を促進させるとともに、温暖化対策を含めた総合的な建築物の環境配慮を促進させるなど、各主体が一体となって、地球温暖化及びヒートアイランド現象の防止に取り組み、良好な都市環境の形成を図ることを目的として、「大阪府温暖化の防止等に関する条例」を制定している。

なお、同条例では一定規模以上のエネルギー使用事業者（例えば、府内に設置している全ての事業所のエネルギー使用量（原油換算値）が、合計 $1,500\text{k}\text{l}/\text{年}$ 以上である事業者）に対する温室効果ガス等の排出抑制に関する対策計画書及び実績報告書の届出及び一定規模（延面積 $2,000\text{m}^2$ ）を超える新築、改築を行う建築主に対する建築物環境計画書並びに工事完了の届出等を規定している。

大阪市では、温室効果ガスの排出抑制対策に取り組んでいくための「大阪市地球温暖化対策実行計画」を平成23年3月に策定し、また、ヒートアイランド対策のための「大阪市ヒートアイランド対策推進計画」を平成23年3月に改訂し、それぞれ取組を進めている。